準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基

( 略 )

## 口(略)

ること。

八 特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得定保護者をいう。)第六条の二の二第九項に規定する通所給付決以下「法」という。)第六条の二の二第九項に規定する通所給付決が、特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通

## 二 (略)

る基準に適合する強度の行動障害を有する児童の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定め

出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児る頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られ

ひどく自分の体を	行動障害の内容
週に一回以	一点
一日に一回	三点
日中	五点

| 準に適合する指定児童発達支援| 一の二 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基

## 1 (略)

心理指導を行うこと。

と。

「特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得るこ画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得るこ選者をいう。以下同じ。)及び加算対象児に対し、当該特別支援計選者をいう。)第六条の二第八項に規定する通所給付決定保 以下「法」という。)第六条の二第八項に規定する通所給付決定保 著名、別籍を表して、加算対象児に係る通

(新設)

ず等の行動で手を出	著しい多動	度の障害 関する強	食事に関する行動と口に入れたり、を口に入れたり、	睡眠障害	激しい器物破損	激しいこだわり	為 ったりする等の行 ひどく叩いたり蹴	りする等の行為 叩いたり傷つけた
ほ ぼ 毎 日	上月に一回以	上月に一回以	上   週   	上月に一回以	上月に一回以	上週に一回以	月に一回以	上
一日中	上週に一回以	上週に一回以	ほ ぼ 毎 日	上週に一回以	上週に一回以	以一日に一回	上り週 に 一回以	以上
絶えず	ほぼ毎日	ほぼ毎日	ほぼ毎食	ほ ぼ 毎 日	一日に頻回	一日に頻回	一日に頻回	

| 選手庁协管長で受替を対所を(基準所を、)親長で移り、一角を所る基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定め (

を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研

イ ( 各 ( ) 略)

(1) ( 略 () 略 )

る計画 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事( 護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計 発達支援事業所等」と総称する。) において①の賃金改善に関す 該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童 する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ 九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市 九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第五十 **童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準** 生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。)又は基準該当児 **童発達支援事業所(指定通所基準第第五十四条の二に規定する共** 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定 、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介 一百五十二条の十 )、共生型児

- 福祉・介護職員処遇改善加算[[] 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

)、(各)、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

市」という。)にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市内 2 に身発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等)と総称する。)において(1)の賃金改善的、介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は基準該 3 において(1)の賃金改善に 基準該当児童発達支援事業所等(指定通所基準第五十四条の二に規定する 3 において(1)の賃金改善に 基準該当児童発達支援事業所等(指定通所基準第五条第一項に規定する 3 に対し、 4 に対し、 4 に対し、 5 に対し、 6 に対し、 6 に対し、 6 に対し、 7 に対し、 7 に対し、 8 に対し、 8 に対し、 8 に対し、 8 に対し、 8 に対し、 9 に対し、

長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先で